

平成 2 4 年度に実施した事業仕分け結果に対する取組状況（概要）

～平成 2 5 年度取組結果と平成 2 6 年度取組状況～

1 平成 2 5 年度の主な取組結果

- (1) 地域福祉センター建設事業 福祉の拠点づくり事業 (No.1-1 1-2)
指定管理期間については、国の動向（介護保険制度の見直し）をふまえつつ社協としての方向性の検討期間として 3 年間としました。
ボランティアを講師とした講座を福祉センターの事業として全 8 講座実施しました。
- (2) 障害者通所支援事業 (No.3)
懇話会を開催し、要望等を聴き取り調査しました。
「安城市障害者小規模作業所等事業運営費補助金交付要綱」を実態に即した運営費補助ができるように要綱改正をしました。
重症心身障害児（者）の在宅支援サービスが著しく不足している点について、平成 2 6 年度実施に向けて、運営費補助の要綱について作成しています。
- (3) プラネタリウム投映事業 (No.4)
e モニターでプラネタリウムに関するアンケートを行いました。
特別番組プラネタリウムスペシャルについては、観覧料を 200 円としました。
- (4) 安城七夕まつり支援事業 (No.13)
七夕まつりの企画や運営に携わる team” LOVE TANABATA” を含めたボランティアの参加人数が地元企業の創立周年による特別参加を加え 1,387 人でした。
「第 6 0 回安城七夕まつり」の経済効果の測定を地元金融機関碧海信用金庫によって実施し、経済波及効果は 13 億 3 千万円という結論を得ました。
- (5) 滞納整理事業 (No.15)
西三河地方税滞納整理機構については平成 26 年度から 3 年間延長が決定しました。（徴収率は 43.0%から 57.1%へ上昇）
また、不動産公売を安城市として初めて実施し、口座振替不納通知のコンビニ納付書化を 4 月から行いました。
- (6) 高額医療機器整備補助事業 (No.21)
新たに更新する医療機器の稼動実績の調査を行い、9 月 1 日号市広報紙により市民に周知をしました。
また、安城市高度医療機器等整備補助金交付要綱を平成 26 年 4 月 1 日に施行しました。

2 平成 2 6 年度の主な取組状況

- (1) 地域福祉センター建設事業、福祉の拠点づくり事業 (No.1-1、1-2)
非公募により指定管理者による運営管理を開始しました。
地域福祉活動について、各福祉センターでボランティア団体などを講師としてボランティア育成のための養成講座や体験講座などを開催しました。また、介護施設や地域包括職員を講師にサロン活動を展開しています。
講座ごとに翌年度の事業に生かすための利用者アンケートを実施し、その結果をもとに、来年度に向けて改善できるところは見直して新たな事業実施に向けた取り組みを検討しています。
- (2) ねたきり高齢者等支援事業 (No.2)
平成 25 年度の高齢者実態調査の結果を基にねたきり介護人手当月額を 3,000 円、おむつ費用助成額を月 7,000 円（非課税世帯は月 8,000 円）とし、1 世帯当たりの助成月額を 1 万円に引き上げました。
- (3) 図書館資料貸出事業 (No.6)
図書館利用促進として、「読書感想文書き方講座」「読書感想文おたすけ福袋」「鉄道イベント」「新春かるた福袋」等の新規事業を開催しました。
ブックスタートと読み聞かせのボランティア養成講座を開催しています。
- (4) システム運用管理事業 (No.14)
基幹系システムの単独クラウド事業を公募型プロポーザルで業者選定し、開発に着手しました。（▲13,596 千円）
平成 27 年度から民間企業などで情報処理実務経験が 5 年以上ある者を採用することとし、募集を行いました。
- (5) 保育園事業 (No.20)
保育料については、平成 26 年度に出された国の方針に基づき検討し、作成した案を市議会議員及び安城市子ども・子育て会議において説明しました。
今後は必要な条例の制定及び改正を平成 27 年 3 月議会に上程していくとともに、必要な規則の整備を行います。

平成24年度 安城市事業仕分け結果に対する取組状況

事業 番号	事業名	担当課	仕分け 結果	市の 方針	論点・課題等	取組方針	今後の取組	取組内容
1-1 1-2	地域福祉センター建設事業 福祉の拠点づくり事業	社会福祉課	要改善	改善	①指定管理者制度について、公募も検討すべきではないか。 ②地域福祉推進のため、事業や業務について民間や地域、地区社協に委ねることを整理すべきではないか。	①次期指定管理者(平成26年度～30年度)の選定方法について、先進事例等を調査のうえ公募も含めて方針を決定する。 ②地域福祉を推進するうえで福祉センターや地区社会福祉協議会の事業について、事業ごとに実施主体や協働の可能性について検証のうえ、見直しを行う。また、福祉センターの運営管理について、地域住民等のニーズの確認を行い、現在行っているサービスの見直しと、潜在的に望まれているサービスの提供に努める。	(平成24年度) ・指定管理者制度による選定方法について、公募も含めて先進事例等を調査する。 ・地域福祉活動をする団体(ボランティア団体、NPO法人)等の現状を把握し、地域福祉活動をする団体の意向を確認する。 ・利用者からの要望やアンケート意見などで、サービスの見直しを行うとともに、潜在的な地域住民等のニーズを把握するための調査方法や対象者、内容等について検討する。	(平成24年度取組結果) ・福祉施設の運営管理を公募で指定管理者を選定している他団体及び募集要項等について情報収集を行った。また、県有地に立地する福祉施設についても要件等について調査した。 ・地域で福祉活動を行う団体等を把握するため、各福祉センターで「ひと・もの・情報」について調査し、整理を行っている。福祉センター運営について協働可能な団体の抽出と意向確認を行った。 ・平成23年度に実施したアンケートの結果や利用状況から、サービスの見直しや潜在的な利用者のニーズについて検討した。祝日(月～金曜日にあるもの)となる平日の風呂営業の開始や桜井福祉センターでの市民交流の場としてのさくらカフェの開催などを行った。
							(平成25年度) ・調査結果に基づき、選定方法の方針決定及び指定管理者の選定を行う。 ・地域福祉活動の依頼や協働の方法について協議し、実施方法を検討する。 ・潜在的なニーズを把握するために、必要な調査を行い、実施できるものについてはサービスの実施を行う。	(平成25年度取組結果) ・指定管理期間を3年間とし、国の動向(介護保険制度の見直し)をふまつつ社協としての方向性の検討期間を限定した。 ・福祉センターとボランティアセンター共催で地域ボランティアとして活躍できるきっかけづくりとして、ものづくり講座を開催した。また、見守りウォーキング講座を開催し、見守りと交流を通じてグループ化した。 ・ボランティアを講師とした講座を福祉センターの事業として全8講座実施した。 ・関係団体、福祉事業者会議を開催した。
							(平成26年度) ・選定結果に基づき指定管理者による運営管理を開始する。 ・地域福祉活動について、団体に依頼または協働により実施する。 ・実施したサービスについて検証し、その結果に基づき必要となる改善を行う。	(平成26年度進捗状況) ・非公募により指定管理者による運営管理を開始した。 ・各福祉センターで、ボランティア団体などを講師としてボランティア育成のための養成講座や体験講座などを開催した。また、介護施設や地域包括職員を講師にサロン活動を展開している。 ・講座ごとに、翌年度の事業に生かすための利用者アンケートを実施している。 ・アンケート結果をもとに、来年度に向けて改善できる箇所は見直しして新たな事業実施に向けた取り組みを検討している。

平成24年度 安城市事業仕分け結果に対する取組状況

事業番号	事業名	担当課	仕分け結果	市の方針	論点・課題等	取組方針	今後の取組	取組内容
2	ねたきり高齢者等支援事業	社会福祉課	要改善	改善	①全体の介護サービスの中で、ねたきり高齢者支援事業の位置付けを明らかにできると良い。 ②介護人当事業ではなく、より有効的な介護サービスに使うよう見直す必要がある。	① 安心できる在宅生活の支援として、高齢者福祉計画で以下の高齢者福祉サービスを行っている。 a 生活支援サービス （住宅リフォーム費用助成、訪問理容サービス事業、車イス貸出事業（社協）等） b 家族介護支援 （ねたきり高齢者等介護人手当支給、おむつ費用助成事業、介護教室等） c 認知症高齢者支援 （徘徊高齢者家族支援、認知症サポーター養成等） d 高齢者の権利擁護、虐待防止 （成年後見支援事業、福祉サービス利用援助事業（社協）） e 高齢者孤立支援 （友愛訪問事業、高齢者給食サービス事業等） これらの高齢者福祉サービスのなかで、介護人手当は介護保険給付サービスとは別に、介護人の労をねぎらう目的で拡充する。 ② 平成22年度実施の高齢者実態調査では、介護人手当（今後利用したい29.7%）以上におむつ費用助成（今後利用したい41.9%）を望む意見が多くあった。平成25年度は、前回調査をふまえた調査項目で実施し、介護人手当とおむつ費用助成の有効な連携のあり方を整理する。	（平成24年度） ・所得制限の廃止を含めた緩和による財政的な影響を調査し、平成25年度実施に向けて緩和を検討する。 ・ねたきり高齢者等介護人手当、訪問理容サービスについて平成25年度実施に向けて周知方法の見直しを検討	（平成24年度取組結果） ・平成25年度から所得制限の廃止を実施することとし、各支援センターを通じて対象者に周知した。 ・支援センター会議で周知をするともに、地区民生委員会議で介護人手当制度・訪問理容サービスについて周知した。
							（平成25年度） ・所得制限の廃止 ・周知方法の拡充 （ねたきり介護人手当、訪問理容） ・高齢者実態調査により、介護人手当、おむつ費用助成の意向調査を行い、次年度以降の取組みに反映する。	（平成25年度取組結果） 被介護人の所得制限を廃止。年度末の受給者は348人でそのうち被介護人の前年所得が200万円超の人は29人。 ケアマネージャー会議で周知した。 介護人手当受給者にアンケートをし、拡充希望の意向調査をした。 利用者アンケート結果を踏まえ、介護人手当とおむつ費用助成額の合計額を平成26年度から増額することとした。
							（平成26年度） ・平成25年度の高齢者実態調査の結果を基に、ねたきり介護人手当額の拡充を検討、おむつ費用助成事業と連携した有効利用を検討する。	（平成26年度進捗状況） 手当月額を3,000円、おむつ費用助成額を月7,000円（非課税世帯は月8,000円）とし、1世帯当たりの助成月額を1万円に引き上げた。
3	障害者通所支援事業	障害福祉課	要改善	改善	①障害者の社会参加の実態把握ができていない。 ②補助の対象者、補助の仕方について、現行制度での見直しが必要ではないか。	①手帳交付者について、調査し、データ分析、状況把握する。 ①情報提供、意見交換等を行うため、障害のある人やその家族等の当事者団体、サービス提供事業者、ボランティア団体等との懇話会を実施する。 ①障害者及び一般市民を対象に、現行施策の評価、施策ニーズ、障害福祉に係る意向等を把握するため、アンケート調査を実施する。 ②障害者通所支援事業を補助している「安城市障害者福祉施設整備費補助金交付要綱」、「安城市障害者小規模作業所等事業運営費補助金交付要綱」、「安城市社会福祉法人施設運営補助要綱」の補助要綱を精査し、補助対象者及び補助対象経費の検討を行う。 ②不足している障害者サービスの把握を行う。	（平成24年度） ・手帳交付者（H24年4月1日現在：6,492人）について、サービス給付状況を調査し、データ分析、状況把握する。 ・懇話会を行い意見・要望を聴き取る。 ・現行の補助要綱を精査し、補助対象者の検討を行う。 ・不足している障害者サービスについて、自立支援協議会で検討を行う。	（平成24年度取組結果） ・手帳交付者のうちサービスの受給者は1,015人、ヘルパーのサービス受給者が172人、施設系のサービス受給者が947人（重複含む）となっている。 ・懇話会を開催し、要望等を聴き取りしした。 【要望等：送迎サービスの充実、公共交通機関のバリアフリー促進、通所系サービスの活動内容の充実、施設整備の支援、養護学校卒業後の就労の場の確保】 ・「安城市障害者小規模作業所等事業運営費補助金交付要綱」を実態に即した運営費補助ができるように見直した。 ・不足しているサービスについて、現状分析を行い、どのような補助等があれば事業者が参入できるかを自立支援協議会の担当者会で協議した。
							（平成25年度） ・障害者及び一般市民を対象にアンケート調査の実施する。 ・現行の補助要綱を精査し、不足しているサービスを効果的に得るための補助対象経費について検討を行う。	（平成25年度取組結果） ・懇話会を開催し、要望等を聴き取りしした。 【要望等：送迎サービスの充実、重症心身障害児（者）在宅支援、中途障害者の日中の活動の場の設置、相談支援体制の強化、地域活動支援センターの設置】 ・「安城市障害者小規模作業所等事業運営費補助金交付要綱」を実態に即した運営費補助ができるように要綱改正をした。 ・不足しているサービスについて、現状分析を行い、どのような補助等があれば事業者が参入できるかを自立支援協議会の担当者会で協議した。 その結果、重症心身障害児（者）について、在宅支援サービスが著しく不足している点について、平成26年度実施に向けて、運営費補助の要綱について作成中。 ・障害者及び一般市民を対象にアンケート調査の実施した。
							（平成26年度） ・第4期障害福祉計画策定を行う。	（平成26年度進捗状況） 計画案を策定し、12/15からパブリックコメントを実施中

平成24年度 安城市事業仕分け結果に対する取組状況

事業番号	事業名	担当課	仕分け結果	市の方針	論点・課題等	取組方針	今後の取組	取組内容
4	プラネタリウム放映事業	生涯学習課	ゼロベースで見直し	ゼロベースで見直し	①教育的効果の検証をすべきである。 ②そもそも本市にプラネタリウムが必要であるかを考えるべきである。 ③利用者負担のあり方を検討すべきである。	①学習放映の対象である市内全小中学校の4年生担任教諭や小中学校理科部会の教諭に対するアンケート調査及び分析を行う。 ②利用者アンケート、市民アンケートの結果などを踏まえ、存続の是非を含めた検討を行い、今後の運営方針を策定する。 ③他市の状況等を勘案し、観覧料改正の是非を検討する。また、条例改正を伴わない必要経費上乗せに関しては、応分の負担をしていただくように変更する。	(平成24年度) ・学校教育課と協力し、アンケート調査を行う。 ・集計結果を分析し、教育現場における必要性を検討する。 ・利用者アンケートを実施する。 ・県内他市の状況を調査する。 ・調査結果を踏まえ、観覧料改正の是非、時期等を検討し、必要ならば時期を見計らって条例改正を行う。	(平成24年度取組結果) ・学校教育課と協力し、学習放映に関する教員向けのアンケートを行った。 ・プラネタリウム来場者に対して、利用者アンケートを行った。 ・県内他市の状況を調査した。
							(平成25年度) ・生涯学習推進計画に係る市民アンケートの中にプラネタリウムに係る項目を設け、市民に広く意見を聞く。 ・特別番組については、観覧料に加え実費相当分を徴収する。	(平成25年度取組結果) ・生涯学習推進計画に係る市民アンケートの中にプラネタリウムに係る項目を設けた。 ・モニターへプラネタリウムに関するアンケートを行った。 ・特別番組プラネタリウムスペシャルについては、観覧料を200円とした。
							(平成26年度) ・外部の有識者等を含めた検討委員会を設け、各種アンケート結果などを材料にして、存続の是非を含めた検討を行い、その結果を踏まえて今後の運営方針を策定する。	(平成26年度進捗状況) ・検討委員会(安城市文化センタープラネタリウム検討会議)を開催し、検討している。 ・プラネタリウムスペシャル以外の特別番組についても、観覧料の増額(200円・300円)をした。
5	体育館施設管理事業	スポーツ課	要改善	改善	①市民の声を聞く体制を整備してほしい。 ②委託業務について、コスト意識をもって入札するなど契約を見直すべき。 ③民間委託や指定管理制度について検討するべき	①体育協会や利用団体及びスポーツ推進委員に対して、利用に対する意見をさらに聞くよう努める。体育館内に設置しているご意見箱や市のホームページなどからの意見を出しやすいようにするとともに、ご意見への回答など改善内容を体育館内に掲示するなどして、利用者の声を聞く体制を強化する。 ②委託業務については、複数の業務をまとめることが可能なものについては一本化を検討する。また、特殊性の高い業務については、他市の施設で同種の契約と比較し、適正価格の調査を実施する。 ③サービスの向上、コストの節減を前提に民間委託、又は指定管理導入について、調査研究する。	(平成24年度) ・ご意見箱を改装するとともに、いただいたご意見等を定期的に掲示板に掲示する。 ・委託業務の一本化の検討及び適正価格調査の実施 ・委託や指定管理者を導入している他市の施設について調査し、導入のメリット・デメリットを確認する。	(平成24年度取組結果) ・ご意見箱については、箱全体を緑色に着色し目立たせるとともに、いただいたご意見及びその回答を、ご意見箱背後の掲示板に掲示した。 ・委託業務をまとめることが可能な業務は一本化を実施したが、空調保守でも機械構造や作動原理が異なるものなどの一本化は困難であった。また、特殊性の高い業務として施設警備業務について他施設を調査したところ、規模や警備機器設置数が異なり単純比較はできなかったが、現在の価格が不適正と判断される要素も見られなかった。 ・指定管理者については、現在、野球場及びソフトボール場の管理について部分委託を検討した。より具体的な事例について他市の施設を調査した。
							(平成25年度) ・平成26年度に見直すスポーツ振興計画策定のアンケート調査に、体育施設利用に関する項目を加え、市民の声を聞く。 ・調査結果を基に本市における直営、委託、指定管理を比較し、施設管理についての方向性の方針決定をする。	(平成25年度取組結果) ・ご意見箱については、意見及びその回答を、掲示板に掲示している。 ・指定管理者については、駐車場など各施設共用部分の管理や、同一大会が複数施設を同時利用する場合の対応など、公園全体を包括的に運営する必要があるため、単一の指定管理者が複数施設を一体的に管理運営している他市の状況を調査した。

平成24年度 安城市事業仕分け結果に対する取組状況

事業 番号	事業名	担当課	仕分け 結果	市の 方針	論点・課題等	取組方針	今後の取組	取組内容
6	図書館資料貸出 事業	中央図書館	要改善	改善	①市民ニーズの把握と適切な対応が必要である。 ②図書館運営において市民参加と協働の推進を図るべきである。	①市民ニーズを把握するためにアンケートの充実を図る。 ①広報、ホームページ等への掲載など図書館のPRに力を入れ、利用者の拡大に努める。 ①未所蔵の資料に対する市民からの要望を聞く「リクエスト制度」のPRに努める。 ①未利用の市民に対しては、市民の潜在的な要求や将来想定される要求を考慮して資料を収集する。 ①収集した資料がどのくらいの頻度で利用されているかの調査を随時行う。 ②読み聞かせボランティアの一層の拡充を図る。 ②図書館友の会の充実に努める。	(平成24年度) ・広報、ホームページ等によるPR(随時) ・リクエスト制度の周知(随時) ・潜在的、将来的な市民要求を考慮した資料収集(随時) ・分類別利用、新刊利用等の統計調査を実施 ・選書への図書館友の会の参加を試行する。(毎月第4金曜日見計らい選定において試行中) ・新図書館ワークショップを開催し、友の会への参加を促す。 ・読み聞かせボランティアの養成と支援。	(平成24年度取組結果) ・「広報あんじょう」8月15日号に予約・リクエストについて掲載した。HP、「利用のごあんない」には掲載済み。新規利用者には更に口頭で伝えている。 ・資料収集については、安城市民の実情にあった資料、タイムリーな資料、課題解決にふさわしい資料を、さまざまな情報源に当たり収集している。 ・友の会の選書参加は、8月から3月まで月1回実施し、のべ17人の参加があった。 ・ワークショップ参加者は19名で、友の会会員は35人となった。今後も新図書館にむけて活動を促したい。 ・南吉生誕百年事業としてボランティアグループ「南吉朗読でむし会」を養成した(会員28名)。南吉館で毎週土曜日朗読をしている。 ・分類別利用等の統計調査については、システム上実施できなかった。
							(平成25年度) ・市民満足度アンケートの実施 ・広報、ホームページ等によるPR(随時) ・リクエスト制度の周知(随時) ・潜在的、将来的な市民要求を考慮した資料収集(随時) ・分類別利用、新刊利用等の統計調査を実施 ・図書館友の会主催の行事や役割の拡充を検討する。 ・新図書館ワークショップを開催し、友の会への参加を促す。 ・読み聞かせボランティアの養成と支援。	(平成25年度取組結果) ・利用者満足度アンケートを7月から8月実施した結果、「職員の接客態度」の満足率は、前回(H23)の84.3%から87.9%へ微増した。 ・「広報あんじょう」10月15日号には、利用促進のための新規取組み「調べ方ガイド」を紹介した。また、ホームページに「マイページ」を設け更に便利に利用できるようにした。 ・予約・リクエスト制度については、新規利用者には必ず口頭でも伝えている。 ・資料収集については、安城市民の実情にあった資料、タイムリーな資料、課題解決にふさわしい資料を、さまざまな情報源に当たり収集している。 ・図書館友の会と共催で、「飯野和好講演会」を9月8日(日)実施した。参加者130人。選書への参加は8月より毎月の定例会での実施に変更したことにより参加者が増加した。(毎回8人程度)また、友の会選書の図書は受付前に展示し、友の会のPRにも役立てた。 ・新図書館ワークショップは参加者27人。また、小布施町の前館長である花井裕一郎氏の講演会を開催し参加者は100人であった。 ・8月7日からスタートした安城版ブックスタートで活動するボランティアを養成した。グループ名「ふぁーずとBook」(会員26名)。
							(平成26年度) ・広報、ホームページ等によるPR ・新聞社、市役所への情報提供 ・利用促進のためのテーマ本展示の拡充 ・利用促進のための新規事業の開催 ・リクエスト制度の周知の継続 ・潜在的、将来的な市民要求を考慮した資料収集の継続 ・選書への図書館友の会の参加の継続 ・新図書館ワークショップ終了後結成した「部」の活動の支援。 ・読み聞かせボランティアの養成と支援。	(平成26年度進捗状況) ・「広報あんじょう」には、定期掲載だけでなく他のコーナーにも頻繁に事業案内の掲載をしている。 ・新聞社等には、テーマ本展示、新規事業について頻繁に情報提供している。 ・テーマ本展示は館内5か所に毎月テーマと担当を決めて実施している。メインの展示架には「広報あんじょう」と同じ内容で展示している。 ・新規事業として「読書感想文書き方講座」「読書感想文おたすけ福袋」「鉄道イベント」「新春かるた福袋」等を開催した。 ・予約(所蔵のある資料の確保)を電話でも受付可能にした。(中央図書館のみ) ・昨年度結成した「部」の一つである「紅絹の会」のイベント(3月開催)を支援する。 ・ブックスタートと読み聞かせのボランティア養成講座を開催中。

平成24年度 安城市事業仕分け結果に対する取組状況

事業番号	事業名	担当課	仕分け結果	市の方針	論点・課題等	取組方針	今後の取組	取組内容
7	給食用物資購入事業	給食課	要改善	改善	①予算立てを行う際に特定財源（給食費実費徴収金）の決算額等を参考に、より妥当な数値で計上すべきではないか。 ②予算の段階から当該事業に一般財源を組み込む必要があるのではないか。 ③地産地消に対して、市は目標設定と費用の負担（割高分における一般財源からの負担）が明確にすべきではないか。	①H25年度以降の予算要求で適正な見込み額を算定する。 ※土日開催の行事(運動会・授業参観等による振替休校)や遠足等校外行事に伴う給食中止日数を過去の給食数実績により推計することで、的確な予算要求を行う。(中止見込み日数をこれまでの3日から9日に増やす) ②H25年度以降の予算要求では1回分の給食中止による損失見込み額を一般財源対応とする。 ※台風やインフルエンザ等による学級閉鎖など、保護者に負担させることができない給食中止に伴う損失は一般財源(税金)で負担すべきであり、そのための予算措置を行う。また、給食中止による損失以外で、市費負担が可能なものを列挙する。 ③青果物での割合のみならず地産地消全般に対する新たな目標設定を行う。(算定方法の見直しを含む) 地産地消による割高分の負担基準を作成し、上限設定を行う。 加工品や特産品(イチジク、梨、チンゲンサイ等)について農務課やJAと協議し推進品目等を洗い出し献立に反映できるか検討する。	(平成24年度) ・H25年度予算要求額を前年度に比べ30,000千円減額する。 ・H25年度予算要求で 一般財源を5,000千円を見込む。 ・地元青果物購入割合に係る算定方法の見直し(案)と地産地消に対する全体目標(案)を作成する。	(平成24年度取組結果) ・H25年度予算額を前年度に比べ30,000千円減額した。 ・H25年度当初予算では5,000千円を一般財源として要求した。 過去2年間(H23,H24)におけるインフルエンザ等給食中止による損失額(一般会計負担額)を算定 ・地元青果物購入割合の算定方法は次期総合計画における地産地消分野での目標設定との兼ね合いもあり、独自に目標設定はできないため、青果物分野以外での給食課独自の目標設定を行うべきか否かも含め、基本方針及び内容等(パンや麺の主食や加工品等での地元農産物活用、例えば地元産大豆を使用した豆腐など)について課内のみで検討した。
							(平成25年度) ・地元青果物購入割合に係る算定方法の見直しと地産地消に対する全体目標を設定する。	(平成25年度取組結果) ・算定方法の見直しでは、青果物購入割合が第7次総合計画(H17-H26)の成果指標であり、次年度が計画の最終年度であることから見直しをせず現行のままとし、27年度以降の次期計画において当該割合を引き続き成果指標とする場合には、見直しを検討することとした。 ・青果物分野での拡大はほぼ限界領域であるため、加工品分野での拡大を図るため、米粉スライスパンを試作・検討したが、具体化には至らず、他の有力な加工品を見出すことができなかったため、数値目標は設定できなかった。 ・ただし、南吉事業関連でクッキーには安城の抹茶を、また羊かんにはイチジクジャムを使用した。 ・H25年度給食物資購入事業の一般財源500万円要求が300万円と査定された。内容は、南吉給食分の給食費上乘せ分1食当たり100円。そのほかにも保護者負担が適さないものは、市費持ち出し分ちして内訳が分かるように管理した。 ・H26年度予算について、消費税が2段階で増税が予定される中、消費税8%時点では、給食の質と量を維持するため、消費税増税分は一般財源で対応する方針へ。給食費の改定は10%に消費税が上がった段階で検討する方針へ。 市費持ち出しの根拠 給食費の歳入金額 952,000千円として $952,000 \text{千円} \times 3\% = 28,560 \text{千円}$ 端数処理して 30,000千円の消費税分を市費負担とする。

平成24年度 安城市事業仕分け結果に対する取組状況

事業番号	事業名	担当課	仕分け結果	市の方針	論点・課題等	取組方針	今後の取組	取組内容
8-1 8-2	小学校情報化推進事業 中学校情報化推進事業	総務課	要改善	改善	①ハードの整備にあたっては、情報化教育の目標を明確にし、情報化教育の計画を策定をするべきではないか。 ②情報機器の調達、維持管理に係る業務委託等に際しては、たとえば調達であれば買取りとメンテナンス付リースとの比較など、コスト比較をしてコストダウンを進めるべきではないか。 ③コンピュータ教室の機器を整備した効果が検証できていない。	①現在のところ安城市独自の情報化教育目標や長期的な情報化教育計画はなく、国県が示している目標をそのまま安城市の目標とし、情報化教育の計画については、各学校ごと学年ごとに毎年計画を立てている。それを継続し、その目標を達成するうえで、現在のハードの整備状況が妥当であるかを検討する。 ②現在調達している機器のスペック及び保守管理業務委託の仕様について見直しを行う。また、機器買取りと保守管理委託とのセットで実施した場合とメンテナンス付リースで実施した場合とのコスト比較を検証する。さらに、現在の保守管理業務委託契約の期限が平成26年9月までなので、見直しの結果がそこで反映できるように進める。 ③子ども、保護者、教員を対象に情報化教育の成果を問うアンケート調査を実施する。また、検証結果を、その後の情報機器の整備内容に反映させる。	(平成24年度) ・現在の情報化教育目標からして必要なハードを学校現場で指導する教員とともに検証をする。 ・コンピュータ教室用機器について、情報システム課と協議しながらスペックの再検討を行う。 ・情報機器保守管理業務の仕様の見直しを行う。 ・子ども、保護者、教員を対象に情報化教育の成果を問うアンケート調査を実施する。	(平成24年度取組結果) ・教員対象にコンピュータ教室に整備されている機器及びその性能について、過大か、適正か、不足かを答えるアンケート調査を実施した。その結果60.7%が適切、7.8%が不足、0.3%が過大となり(31.2%はわからない又は無回答)現在の機器及び性能がおおむね適正であるとの結果になった。 ・コンピュータ教室用機器のスペックについては、確認した結果、適正と判断した。 ・情報機器保守管理業務の仕様については、内容が現場最優先となっていることから、どこまで絞れるのかは現場との協議が必要であり、24年度中には見直しできなかった。 ・子ども、保護者、教員を対象としたアンケート調査を実施した。教員は、各学校各学年ごとに決めている情報化教育の指導の重点内容を達成できているかの問いに対し、できている又はややできているが58.2%、できていない又はややできていないが30.9%で、どちらかとういとできているという結果となった。一方、児童生徒については、小5及び中2を対象に、コンピュータの使い方をコンピュータ教室で覚えたかと尋ねたが、「はい」の回答したのは小学校で44%、中学校では33%と、半数を割っていた。また、コンピュータを使った授業がわかりやすいか尋ねたが、小学校で90%、中学校でも81%が「そのように思う」又は「ややそのように思う」と答え、コンピュータの指導は、使い方の指導から情報を正しく、効率よく得るための指導にシフトし、授業での使用率を高める取り組みが必要と思われる結果となった。
							(平成25年度) ・検証の結果、必要と判断されたものの整備計画を作成する。 ・検証の結果、必要性の乏しいものについては、更新対象から除く。 ・コンピュータ教室用機器に関して買取りとリースでの経済比較を行い、今後の更新方針を決定する。 ・子ども、保護者、教員を対象に情報化教育の成果を問うアンケート調査を実施する。	(平成25年度取組結果) ・平成34年度までの整備計画を作成した。 ・現行の機器構成で適正と判断したため、更新対象からはずしたものはない。 ・OS(XP)のサポートの終了に対応するため、25年度中にコンピュータ教室のコンピュータはすべて買取りにより更新した。次回の更新スタート年次は28年度の予定のため、それに向けて調査研究したい。 ・情報機器保守管理業務の仕様については、内容を情報システム課の意見を聞いて精査し、26年度に長期契約をする予定。現場最優先となっていることから、どこまで絞れるのかは現場との協議が必要である。 ・子ども、保護者を対象としたアンケート調査を実施した。児童生徒については、小5及び中2を対象に、コンピュータの使い方をコンピュータ教室で覚えたかと尋ねたが、「はい」の回答したのは小学校で35%、中学校では19%と、平成24年度より数字が低くなっている。また、コンピュータを使った授業がわかりやすいか尋ねたが、小学校で90%、中学校でも80%が「そのように思う」又は「ややそのように思う」と答えている。この結果、コンピュータの指導は、使い方については自宅ですでに覚えている生徒が多いため、授業での活用を中心に考えていく必要があると思われる。これに伴い、コンピュータ教室での指導はコンピュータの使い方が中心となっているため、教科の授業で使用するため、普通教室でしうできるタブレット端末の導入を検討していく必要があると思われる。
							(平成26年度) ・子ども、保護者、教員を対象に情報化教育の成果を問うアンケート調査を実施する。	(平成26年度取組状況) ・情報化教育の成果を問うアンケート調査を教員を対象に実施した。 ・学校へのタブレット端末の導入に向けて、教育センターに平成26年度中にタブレット端末を導入し、研究をしていく。

平成24年度 安城市事業仕分け結果に対する取組状況

事業番号	事業名	担当課	仕分け結果	市の方針	論点・課題等	取組方針	今後の取組	取組内容
9	教育センター施設管理事業	学校教育課	ゼロベースで見直し	ゼロベースで見直し	①市民の有効利用を考える必要があるのではないか。昼間の利用を考えることはできないか。 ②建設費に比して、教育効果がどれくらいあがっているか。教員の資質向上がどのように寄与しているのか。 ③管理運営費のコスト削減の方針を明確にされたい。	①教育の充実と振興を図るために、市民の利用を視野に入れた方策を立案し、実施する。 教育センターの有効利用を図るため、設置条例の見直しをする。 ②学校教育の質的向上を図り、信頼される学校づくりを進めるためには、教員の資質向上が不可欠であり、今後も事業を継続し教育効果の検証を行う。 児童生徒・保護者・教員に学校評価アンケートを実施することにより、教育効果の測定を行い、事業の充実・改善を図る。 ③施設の維持管理については、個々の管理委託業務内容の見直しと併せ総合ビル管理委託導入を検討するなどコスト削減に努める。	(平成24年度) ・近隣市や全国研究所連盟に加盟している機関の状況を調査する。調査の結果を基に具体的な運用案を作成し、企画運営委員会にて検討する。 ・学習指導要領の先行研究や教育課題への対応を図るために、教材開発やリーフレット作成、各種研修を継続する。 ・個別に行っている管理委託業務内容の見直しと併せ総合ビル管理委託導入を比較検討する。	(平成24年度取組結果) ・第2回企画運営委員会において、事業仕分け結果及び指摘事項を報告、教育センター設置関連規則の整備が必要な旨説明するとともに、参考すべき他市の事例を紹介し理解を得る。 ・各種研修会を継続実施するとともに、リーフレット作成や教材開発を実施した。 ・経費節減の手立てとして、総合ビル管理委託導入を検討するための「見積書」を徴取するが、過去の経緯によりかなり安価に請負っている業者があるのが現状である。
							(平成25年度) ・企画運営委員会にて、運用案を基に、設置条例の見直しをし、次年度以降の運用計画を立案する。 ・教育相談事業の一層の充実を図る。また、教員の資質・指導力に関するアンケートを実施し、研修効果を検証する。	(平成25年度取組結果) ・企画運営委員会において、施設利用者の拡充は、設置条例の改正は必要なく、管理運営規則の改正で対応できる旨説明するとともに、拡充内容の方針を説明し併せて承認を得る。 ・相談事業は、臨床心理士の相談対応時間を前年比3%増とし、教員の資質等に関するアンケートを実施した。
							(平成26年度) ・教育委員会総務課と学校教育課の事務室が本庁舎から教育センターに平成27年4月に移転することにより取組方針を廃止する。	(平成26年度進捗状況) ・教育委員会総務課と学校教育課の事務室が本庁舎から教育センターに平成27年4月に移転することが決定した。
10	受益者負担金前納報奨金事務	下水道管理課	要改善	改善	①事業促進のためという名目で、前納報奨金を市民全体の税金から負担しているのはどうか。 ②金利が高いときに作った前納報奨金の交付率を金利が低い今の時期に継続的に維持していくのが公平性と言えるのか。	①県内他市の交付状況を調査するとともに市民アンケートを実施し、前納報奨金を廃止すべきか、またはいつまで存続させるべきかを検証する。 ②県内他市の交付率の状況を調査する。また、報奨金の交付率の現状維持が事業経営に与える影響について研究し、交付率の変更に関する方針を決定する。	(平成24年度) ・県内で受益者負担金前納報奨金制度を取り入れている自治体の廃止・存続の状況を調査研究する。 ・県内で受益者負担金前納報奨金制度を取り入れている自治体の交付率の状況を調査研究する。	(平成24年度取組結果) ・前納報奨金制度を取り入れている県内の自治体を調査した。 【27自治体調査結果】 ・制度の廃止を考えている(0) ・過去に交付率の見直し(変更)をした(3) ・現在、交付率の変更を考えている(1) ・現行どおり(23)
							(平成25年度) ・市民アンケートを実施し、前納報奨金継続の是非について市民の意見を聞く。他市状況や市民アンケートの結果を踏まえて、前納報奨金の廃止・存続の検証をする。 ・報奨金の交付率の現状維持が事業経営に与える影響について研究する。また、他市状況調査の結果も踏まえて、交付率の変更に関する方針を決定する。	(平成25年度取組結果) ・eモニターにより、市民アンケートを実施し、前納報奨金継続の是非について市民の意見を聞いた。次年度に他市状況や市民アンケートの結果を踏まえて、前納報奨金の廃止・存続の検証を行うこととする。 ・報奨金の交付率の現状維持が事業経営に与える影響について研究した。
							(平成26年度) ・制度の存続、交付率について方針の決定	(平成26年度進捗状況) ・市民へのアンケート結果で、制度の存続に肯定的な回答が8割を超える結果になった。 ・県内ほとんどの自治体で制度があり、交付率については県内のほぼ平均値で近隣市を含め多くの自治体が同率またはそれ以上である。また、各市とも「すでに賦課している区域と未賦課区域の不公平」及び「事業資金の早期確保」を理由としており、交付率についても現状においては妥当であると考えられるため現行のまま継続する。

平成24年度 安城市事業仕分け結果に対する取組状況

事業番号	事業名	担当課	仕分け結果	市の方針	論点・課題等	取組方針	今後の取組	取組内容
11	公園整備事業	公園緑地課	要改善	改善	①東日本大震災以降、公園に防災機能を求める声が多く、これらが公園整備に反映されているか。また「緑の基本計画」も随時変更すべきではないか ②ランドデザインがなく整備が進められている。公園面積の目標数値、公園の整備水準を明確にすべき。	①公園は本来防災機能を有しており、災害時の避難地、避難所として既に指定している。今後、更なる各公園の防災上の機能や役割について防災部局と検討する。 ②「緑の基本計画」にある市民一人当たり公園面積の指標は、満足できる生活環境の水準を示し、既往計画の完成時である中間指標では7㎡とし、将来は国の基準を参照した10㎡としている。今後、この指標を安城都市公園条例に定め、公園事業の推進を図る。また街区公園、近隣公園など種別毎に整備水準を定める。	(平成24年度) ・防災機能に特化した公園の検討および仮設住宅やがれき置場としての活用について、防災部局と検討する。 ・緑化審議会に諮問、今年度議会に上程	(平成24年度取組結果) ・各都市公園の広場が、災害時において、がれき置場や仮設住宅などにどこまで活用できるか、可能性調査を実施する。 ・安城市都市公園条例を改正し、次のとおり指標を定める。①都市公園の住民1人当たり敷地面積の標準は7㎡以上とする。②公園種別毎の配置及び規模を定める。
							(平成25年度) ・安城市地域防災計画に追記し、公園の整備計画を明示する。(第2章災害予防計画第4節公共施設等整備計画に公園・緑地を追加)	(平成25年度取組結果) ・安城市地域防災計画上、公園・緑地の位置付けを明確化にするため、第2章災害予防計画第4節公共施設等整備計画へ、公園・緑地の整備に関する内容を盛り込む準備をする。今後、内容が確定した段階で、地域防災計画に内容を記述する。
							(平成26年度) ・公園内の防災施設整備計画の検討	(平成26年度進捗状況) ・地域防災計画に位置付け後、防災用の公園施設の導入基準を検討する。 ・防災部局と協議し、公園内へ防災施設(マンホールトイレ、防災倉庫など)を配置する。
12	桜井施設整備事業	区画整理課	要改善	改善	長期の事業であるため、最終年度までの1年ごとの整備計画を市民に示してほしい。	最終年度までの整備スケジュールを示すことは、家屋移転状況や予算の都合などにより、公表することは非常に難しいが、当該年度の工事予定箇所については、毎年公表します。	(平成24年度) 年2回発行している区画整理ニュースに当該年度の工事予定や事業進捗率を掲載し、区画整理区域内の方に配布するとともに、市ホームページで閲覧できるようにする。また、保留地処分における広告においても事業進捗率を掲載しPRする。	(平成24年度取組結果) 区画整理ニュースVol34(平成24年9月発行)では、当該年度の工事箇所図と前年度末現在の事業進捗率を掲載。区画整理ニュースVol35(平成25年2月発行)では、当該年度末予定の事業進捗率を掲載した。また、平成24年12月に実施した保留地処分広告に、事業の進捗率を掲載した。 市公式ウェブサイトにも、事業進捗率を掲載した。
13	安城七夕まつり支援事業	商工課	要改善	改善	①七夕まつりを行うにあたり、広く市民が参画できるようにするべきではないか。 ②補助金を投入するのであれば、七夕まつりの効果測定を検討するべきではないか。	①七夕まつり協賛会の実行委員会における市民部会と、市民部会が実施している、市民ボランティアがまつりに参加する、team"LOVE TANABATA"の運営方法について、市民参加が広がるよう、協賛会に諮ります。 ②補助金の趣旨を踏まえ、経済効果の測定を実施機関に依頼する。経済効果の測定については、七夕まつりの事業規模、来場者数等が大幅に変動しないことから、3年に1回程度の実施を目安とする。また、実施機関については、客観的効果を測る必要があるため、第三者による実施とする。	(平成24年度) ・七夕まつりに市民が参画する手法や仕組みづくりについて、七夕まつり協賛会(企画委員会)に提案する。 ・経済効果の測定を実施機関に依頼する。	(平成24年度取組結果) ・七夕まつりの企画や運営に携わるteam"LOVE TANABATA"への参加者増加を目標とし、その手段として、参加を促すチラシを作成しPRを行うこととなった。 ・経済効果の測定について、地元金融機関に実施を依頼し、承諾を得た。
							(平成25年度) ・七夕まつりの企画や運営に携わるteam"LOVE TANABATA"を含めたボランティアの参加人数を増やす。(目標:平成29年度1,200人) ・七夕まつり自体の経済効果を測定・検証し、補助制度の妥当性を評価する。	(平成25年度取組結果) ・ボランティアの参加人数の目標を平成29年度1,357人に修正した。 ・七夕まつりの企画や運営に携わるteam"LOVE TANABATA"を含めたボランティアの参加人数が地元企業の創立周年による特別参加を加え1,387人となった。 ・七夕まつり自体の経済効果の測定について地元金融機関と協議した。 ・「第60回安城七夕まつり」の経済効果の測定を地元金融機関碧海信用金庫によって実施した。 経済波及効果は13億3千万円という結論を得た。
							(平成26年度) ・七夕まつりの企画や運営に携わるteam"LOVE TANABATA"を含めたボランティアの参加人数を増やす。(目標:平成29年度1,357人)	(平成26年度進捗状況) ・「第61回安城七夕まつり」のボランティアの参加人数は1,363人であった。

平成24年度 安城市事業仕分け結果に対する取組状況

事業番号	事業名	担当課	仕分け結果	市の方針	論点・課題等	取組方針	今後の取組	取組内容
14	システム運用管理事業	情報システム課	要改善	改善	①調達方法を明文化し、費用対効果を明らかにすべき ②システムの運用を、1市だけでなく広域でやったらどうか ③保守、運用支援の費用対効果の判断のため、スペシャリストを養成すべき	①長期的には情報システムクラウド化や共同利用での対応を研究するが、当面は公平な競争を促進する方策を盛り込んだ情報システム調達ガイドラインを策定し対応する。 ②あいち電子自治体推進協議会（事務局は愛知県）が推進する自治体クラウド推進事業について、近隣自治体の動向をふまえながら慎重に進めていく。 ③スペシャリストには多くの経験は必要となるが、ICTの技術革新速度は速いため、スペシャリストの養成は容易ではないため、非常勤の専門家登用にについて研究を行う。	（平成24年度） ・情報システム調達の基本仕様書の作成（要件定義） ・西三河6市および幸田町と共同評価グループを結成（平成24年7月30日に結成済）、今後事務局（県）の指示に従って自治体クラウドシステムや情報システム共同利用の調査研究を行う。 ・外部専門家の登用の事例を調査、研究する。	（平成24年度取組結果） ・情報システム調達指針を策定した（1年前倒し）。 ・基幹系システムについては、あいち自治体クラウド推進事業の中で共同利用を検討した。また、それ以外にも、図書館システムの共同利用を近隣市と検討したが、いづれも各自治体の基本方針が異なるため、共同利用は困難であった。 ・情報システムの在り方が所有から利用に変わりつつあるので、外部の専門家の登用については、調査研究しているクラウド利用と情報システム部門の在り方の中で検討していく。
							（平成25年度） ・情報システムの調達ガイドラインの策定 ・近隣市等との合意のできた情報システムから、共同利用やクラウド化をすすめていく。 ・外部専門家の登用を試行する。メリット、デメリットを洗い出し、効果を検証する。	（平成25年度取組結果） ・情報システム調達指針の中でシステム開発企画の査定基準を示しており、その基準に従って企画の妥当性を審査している。 ・近隣自治体との合意ができなかったので単独でのクラウド化の計画を立案した。 ・調達仕様の適正化のために、クラウド事業の調達支援業務委託をした。
							（平成26年度） ・情報システムの調達ガイドラインの運用開始 ・近隣市等との合意のできた情報システムから、共同利用やクラウド化をすすめていく。 ・非常勤の専門家登用を開始する。	（平成26年度進捗状況） ・情報システム調達指針に則ってシステム開発企画の妥当性を審査している。 ・基幹系システムの単独クラウド事業を公募型プロポーザルで業者選定し、開発に着手した。 ・非常勤の専門家登用の開始にええ、平成27年度から民間企業などで情報処理実務経験が5年以上ある者を採用することとし、募集を行った。
15	滞納整理事業	納税課	要改善	改善	①滞納額・滞納者を減らすための工夫が必要ではないか。 ②税以外の料金も併せて効率的に徴収する体制が必要ではないか。	①現年度分については、電話や訪問による納付催告を強化し、納付の意思のない滞納者へは、差押等の滞納処分を実施し、滞納額の圧縮を図る。 過年度分については、平成23年度に設立した西三河地方税滞納整理機構と連携し、高額・困難案件の滞納額の圧縮を図る。 インターネット公売の拡充や納税者の利便を図るための口座振替やコンビニ収納などを推進する。 ②債権徴収を一括して行う組織の導入について、債権管理に関する課題の整理と併せて、先進事例を調査・研究し、方針を策定する。	（平成24年度） ・西三河地方税滞納整理機構による高額・困難案件の滞納額の圧縮（平成23年度から継続） ・市県民税普通徴収の新規課税者へ口座振替依頼のダイレクトメールを送付、窓口納付時にコンビニ収納をPR ・収納員による定期的に昼間電話催告の実施（夜間電話催告は平成22年から実施） ・先進市の取組状況の調査・研究を行う。	（平成24年度取組結果） ・西三河地方税滞納整理機構委託分については、徴収率（滞繰分）が昨年度32.2%から43.0%へ上昇。 ・市県民税普通徴収の新規課税者への口座振替依頼のダイレクトメール送付を行った。 ・収納員による昼間電話催告を行った。 ・債権管理について、西三河8市徴収担当課へ取り組み状況について調査を行った。
							（平成25年度） ・西三河地方税滞納整理機構の平成26年度以降の継続を検討 ・関係課と対象とする債権、徴収体制の組織化、滞納者のデータ共有などについて協議を行い方針を策定する。	（平成25年度取組結果） ・西三河地方税滞納整理機構については平成26年度から3年間延長が決定。（徴収率は43.0%から57.1%へ上昇） ・不動産公売を安城市として初めて実施（2件） ・差押等滞納処分の強化を8月から実施 ・収納員業務の見直しを行い、9月から実施 ・口座振替不納通知のコンビニ納付書化を4月から行った ・4税新規納税義務者への口座振替依頼のダイレクトメールを9月に実施 ・先進地事例を調査・研究した結果、債権徴収一元化については、守秘義務及び費用対効果等の面から部署の設置はしない方針とした。
							（平成26年度） ・西三河地方税滞納整理機構の平成28年度まで3年間の延長により、引き続き高額・困難案件の滞納額の圧縮を図る。	（平成26年度進捗状況） ・西三河地方税滞納整理機構の平成26年12月末現在徴収率（滞繰分）37.2% ・インターネット公売の実施（8月） ・不動産公売を実施予定（2月） ・昨年度下半期から継続して、差押等滞納処分の強化 ・収納員業務も含め、訪問徴収から電話、手紙等による効率的な滞納整理の実施 ・4税新規納税義務者への口座振替依頼のダイレクトメールを11月に実施

平成24年度 安城市事業仕分け結果に対する取組状況

事業番号	事業名	担当課	仕分け結果	市の方針	論点・課題等	取組方針	今後の取組	取組内容
16	町内公民館活動支援事業	市民協働課	要改善	改善	補助金を交付することによる効果を検証する必要があるのではないか。	補助金が、コミュニティ活動の促進を目的とし、その事業費を補助するという点を踏まえて、事業の問題点を検証し、コミュニティ育成に対してどのような補助金や制度が有効かを検討する。	(平成24年度) ・参加者へのアンケート等により事業内容等、現状の問題点を検証する。	(平成24年度取組結果) ・研修会参加者にアンケートを実施し、研修会へのあり方などの意見を集約した。 ・次年度以降の研修会の内容を、より公民館主事者の参考となるものを実施できるよう検討していく。
							(平成25年度) ・公民館連絡協議会の意見を聴取するとともに、検証結果を踏まえ、今後の方向性を決定する。	(平成25年度取組結果) ・地域の防災力向上を目的とした研修会を開催し、防災活動の中心となるべき町内公民館の役割について研修を実施した。
							(平成26年度) ・各公民館の年間活動の把握。(補助金の上限額に該当する事業及び事業費の計上による公民館活動の事業しか把握していなかったため。)	(平成26年度取組結果) 全事業実施後に年度事業実績報告書を提出依頼し、報告書から、町内会公民館の活動状況を把握していく。
17	資源リサイクル事業	ごみゼロ推進課	要改善	改善	集団資源回収等報償金制度の必要性及び報償額の妥当性について	報償金制度の必要性及び報償額の妥当性を判断するため、実施団体等への報償金の必要性、対象住民への働きかけ状況などを調査するとともに、排出者である市民へのアンケート調査等を実施する。また、地域や各種団体の自主的活動によって市民のごみの減量及び再資源化に対する意識の醸成効果に対しても調査し制度の在り方を検討する。	(平成24年度) ・実施団体への調査(制度の必要性・使途、再資源化等への呼びかけ状況など) ・eモニターにより市民へのアンケート調査(制度の必要性、効果など)	(平成24年度取組結果) ・実施団体155団体にアンケート調査を実施(回答数137団体) ・市民2,000人(無作為抽出)にアンケートを実施(回答数895人)
							(平成25年度) ・無作為抽出による市民へのアンケート調査実施(制度の必要性、効果など) ・制度の継続、内容及び報償額について方針の決定	(平成25年度取組結果) ・市民へのアンケート結果で、「集団資源回収を利用している」、「報償金は必要であるなど」に対し8割を超える結果となった。 ・実施団体に対し、対象住民へ啓発の強化を求めていく。また、資源のリサイクル推進のため制度を現行のまま継続するが、実施回数や収集量の増減及び有料化の実施など経過を踏まえ、今後も見直しを検討する。
18	ごみ減量化推進事業	ごみゼロ推進課	要改善	改善	①ごみ処理費と処理費の個人負担に関する状況の市民への周知について ②有料化について	①市民がごみの減量を強く意識し取り組めるよう、ごみの増加に関する問題点(ごみ減量の必要性)、について、市民に理解してもらえるように、ごみ処理費やその個人負担の状況(指定ごみ袋の作成・販売の仕組みを含む。)について広く周知し、市民の意識の向上を図るため、周知啓発手法を検討し実施する。 ②ごみ処理費の有料化は、ごみ減量に対して有効な手段であるので、その仕組みについて調査、研究する。導入については、ごみの減量状況(増加状況)や経済状況、近隣自治体の状況等を総合的に判断する。	(平成24年度) ・ごみ減量の必要性を広報、清掃だより等紙面及び説明会等で周知(処理場の問題、環境問題、処理経費の問題及び現状の処理費の個人負担など) ・ごみ処理費の個人負担に関する市民意識の確(アンケート、eモニター) ・有料化についての調査・研究(近隣自治体の状況、方針等・有料化に対する個人負担額等の概算額の算出)	(平成24年度取組結果) ・8月1日号、12月1号広報で減量について啓発記事を掲載 ・9月号、12月号の清掃だよりで減量について啓発記事を掲載 ・12月に有料化についての説明の入ったチラシを全戸配布 ・説明会での周知(開催回数4回) ・市民2,000人(無作為抽出)にアンケートを実施(回答数895人) ・eモニターによるアンケートを実施(回答者473人) ・西三河九市都市清掃会議において情報交換を実施 ・全国の有料化状況、有料化後の減量効果、有料化時の施策等の調査を実施
							(平成25年度) ・周知啓発活動方法を見直し継続 ・ごみの減量状況(増加状況)の検証及び経済状況、近隣自治体の状況等の調査 ・有料化に関する問題点の抽出及び対応策の検討	(平成25年度取組結果) ・清掃だより4月号、6月号、8月号、9月号、11月号、12月号、1月号、2月号、3月号で、啓発記事を掲載 ・広報各月1日号に減量率を掲載 ・広報4月15日号、7月15日号、8月1日号、11月15号、2月1号で啓発記事を掲載 ・説明会での周知(市開催回数19回、市民団体開催回数31回) ・12月に古紙分別についてのチラシを全戸配付
							(平成26年度) ・周知啓発活動方法を見直し継続 ・事業系燃やせるごみの搬入物検査を強化 ・事業系ごみの分け方・出し方早わかりブックを作成	(平成26年度進捗状況) ・毎月清掃だよりに啓発記事を掲載 ・広報各月1日号に減量率を掲載 ・広報4月15日号、7月15日号、8月1日号、11月15号で啓発記事を掲載 ・7月1日より週4日搬入物検査を終日実施 ・事業系ごみの分け方・出し方早わかりブックを事業者に配布(商工会議所会員に会報誌と一緒に配布、収集業者を通し配布など) ・12月に生ごみ減量についてのチラシを全戸配付 ・街頭キャンペーン等啓発活動を実施

平成24年度 安城市事業仕分け結果に対する取組状況

事業番号	事業名	担当課	仕分け結果	市の方針	論点・課題等	取組方針	今後の取組	取組内容
19	児童クラブ事業	子育て支援課	要改善	改善	①公立児童クラブの受益者負担の考え方を整理するべきではないか。 ②民間児童クラブへの委託のあり方を見直すべきではないか。	①従来、受益者負担を経費の1／3程度として考えてきた。今後、受益者負担について研究する。 ②民間クラブは4年～6年生の児童の預かりや祝日の開所などの独自性があり、評価している。今後も連携し、委託方法については研究する。	(平成24年度) ・近隣の市町村の状況も調査し、受益者負担の考え方を整理し、適切な育成料に見直す。 ・委託内容について研究	(平成24年度取組結果) 近隣市との単価比較を行い、その結果、料金に大幅な隔たりはなく、適正な価格と判断した。 「子ども・子育て支援新制度」が27年度から開始予定であるため、民間クラブへの委託についてもその中で再検討していく。
							(平成25年度) ・委託方法について、研究結果にも基づき適切な形態への見直しを行う。	(平成25年度取組結果) 今年度においても近隣市との単価比較を行い、その結果、料金に大幅な隔たりは無く、適正な価格と判断した。 「子ども・子育て支援新制度」に伴い、この事業の対象年齢がおおむね10歳未満から小学生までに拡大される予定となった。このため公立のクラブにおいても受け入れる学年の拡大を計画する必要があるため、引き続き民間クラブへの委託についても検討していくこととした。
20	保育園事業	子ども課	要改善	改善	①公立保育園の民間への移行について検討すべきではないか。 ②保育料が国の基準よりも安い基準を採用していることから、受益者負担の適正化について再検討していただきたい。	①平成19年度の安城市保育園・幼稚園運営検討委員会による「安城市における保育園・幼稚園の運営方法の検討」においては、民営化を見送るという結果で、現在ある公立保育園については、市の責任において行っていく。 ①急増する低年齢児保育への需要をはじめ、今後も増加する保育ニーズに対応するために、民間保育園の整備促進などを図るとともに、施設整備のあり方について議論していく。 ②受益者負担の適正度と「子ども・子育て支援新制度」の施行を考慮しながら、保育料の徴収額の見直しを図り、改定保育料の徴収実施に向け調査・研究をしていく。	(平成24年度) ・今後の保育需要について、調査研究し、施設整備計画の基礎資料を収集する。 ・近隣市の保育料の状況等基礎資料を作成する。	(平成24年度取組結果) ・保育需要については、平成25年度中に実施予定の「ニーズ調査」(主管課:子育て支援課)で把握することとした。 ・近隣市の保育料の状況等基礎資料を作成した。
							(平成25年度) ・国が実施する平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」に伴い、市町村が整備する「子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～31年度)」の策定において、施設整備の必要性について研究する。 ・保育料の改定及び改定時期について研究する。市町村が整備する「子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～31年度)」の策定とも調整を図っていく。	(平成25年度取組結果) ・保育需要に伴う施設整備の必要性については、10/7の「安城市子ども子育て会議」を経て11/1に発送した、「ニーズ調査」(主管課:子育て支援課)の集計及び分析の完了が平成26年6月になるため、それを待って検討することとした。 ・27年度に国で施行の「子ども・子育て支援新制度」及び市で26年度に策定する「子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～31年度)」に沿って保育料の改正を検討する必要があるため、26年度に改定することは見送った。ただし、国から新制度における公定価格等が明確に示されていないため、27年度に向けての準備までは至らなかった。
							(平成26年度) ・「子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～31年度)」策定に施設整備の方向性を盛り込む。 ・市の新制度施行に伴って新保育料の徴収が出来るよう事務作業を実施する。	(平成26年度進捗状況) ・保育需要に伴う施設整備の必要性については、「ニーズ調査」(主管課:子育て支援課)の結果集計及び分析が平成26年6月に完了した。また、その結果等により必要な施設整備について検討し、「子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～31年度)」に確保策として盛り込んだ。(計画については12/15からパブリックコメントを実施し年度内に策定完了予定) ・保育料については平成26年度に出された国の方針に基づき検討し、作成した案を市議会議員及び安城市子ども・子育て会議において説明した。今後は必要な条例の制定及び改正を27年3月議会に上程していくとともに、必要な規則の整備を行う。

平成24年度 安城市事業仕分け結果に対する取組状況

事業番号	事業名	担当課	仕分け結果	市の方針	論点・課題等	取組方針	今後の取組	取組内容
21	高額医療機器整備補助事業	健康推進課	ゼロベースで見直し	改善	①黒字の病院に補助が必要か、税金を投入する必要がある事業かどうか、減額、廃止を含めて検討すべきではないか。目的と効果を検証すべきではないか。 ②補助金の交付対象を明確にすべきではないか。市民病院として位置付けているが、補助をする場合にも、どこまで負担しなければならないという基準が必要ではないか。 ③補助する医療機器の購入手順が適切かどうか。	①更生病院及び八千代病院には、安定した病院経営を継続してもらう必要がある。高額医療機器整備補助については、補助の目的を明確にし、補助の必要性を検証する。また、効果についても検証する。 ②要綱を改正し、補助金の交付対象、市の財政状況と病院の経営状況を比較する中で、補助の割合など交付基準を明確にする。 ③補助する医療機器の購入手順を確認し、更生病院及び八千代病院に購入費の削減に努めてもらう。	(平成24年度) ・両病院に過去からの財務諸表及び将来の中長期計画を求め、経営状況を把握し、補助の必要を見極める。 ・補助金の交付対象及び交付基準を精査し、要綱の改正を行う。 ・更生病院及び八千代病院に機器購入手順書の有無を確認し、提出を求める。購入手順が適切かどうか判断し、必要に応じて改善を求める。	(平成24年度取組結果) ・両病院から、財務諸表及び中長期計画の提出を求め提出を受けて経営状況の把握を行い、良好な経営状況であることを確認ができたが、両病院とも将来の病院施設改修時の費用を積立てながら運営を行っており、常に市民が権る医療機関の中核を担っている。したがって、両病院への補助は継続的にやっていくことが必要であると安城市として判断をした。 ・高額医療機器の補助金交付要綱の改正に向けた素案づくりを行った。 ・安城更生病院は、同病院のマニュアルにより機器購入までの手続きがされていることを確認し、提出を受けた。八千代病院については、機器購入手続きがマニュアル化されていないことを確認したので、マニュアル作成の改善を求め、その後提出を受けた。
							(平成25年度) ・稼働実績などの追跡調査により効果を確認する。 ・効果を市民に広報する。 ・新たな要綱を施行する。	(平成25年度取組結果) ・新たに更新する医療機器の稼働実績の調査を行っている。 ・9月1日号市広報紙に折込みチラシによる広報を行った。 ・安城市高度医療機器等整備補助金交付要綱を平成26年4月1日施行した。
							(平成26年度) ・稼働実績などの追跡調査により効果を確認する。	(平成26年度取組結果) ・医療機器の稼働実績について、安城更生病院と八千代病院より報告をさせた。 ・広報折り込みチラシにより八千代病院における整備状況を周知した。 ・病院から次期の整備計画について提出してもらい、病院補助金審査委員会等に報告した。
22	道路施設維持管理事業	維持管理課	要改善	改善	業務について、市内の複数の業者と単価契約を締結したらどうか	単価契約締結により事務の簡素化につながる業務について、積極的に行う。	(平成24年度) ・交通整理業務、汚泥処理業務、アスファルト合材購入、大雨洪水対策業務、雪氷対策業務について単価契約締結している。これらの他にも単価契約することが望ましい業務がないか事業全般について業務内容の精査を行う。	(平成24年度取組結果) 新たに単価契約を行うことが望ましい業務が無いか業務全般について業務内容の精査を行ったが、平成24年度当初に単価契約締結した業務以外には特に見出せなかった。
							(平成25年度) ・年度当初に単価契約を結ぶことにより事務の効率化が図れる業務について、検討見直しを行う。	(平成25年度進捗状況) 新たに単価契約を行うことが望ましい業務が無いか業務全般について業務内容の精査を行ったが見出せなかった。
23	通学路整備事業	土木課	要改善	改善	①通学路の点検や見直し、安全対策について地域(学校等)及び各部署と連携し対策を検討すべきではないか。 また、各部署と連携することにより、事業を統合し経費節減ができないか。 ②危険箇所の抽出や測定、それに対する安全対策について基準が無く、費用対効果が図られているか分らない。	①通学路指定路線において、工事を行う関係部署との連絡調整などを的確に行うため、通学路安全対策担当者会議を設置する。 なお、ソフトとハードの両面から安全対策を図るために、学校及び地元町内会などから現状を把握し、担当者会議において、対策必要路線の抽出、効果的な対策の検討、他工事との同調施工などを調整する。 ②学校教育課と連携し、全通学路の安全点検結果を作成する。 また、通学路安全対策担当者会議において、安全点検結果と整備手法や整備時期、整備後の効果検証などを踏まえて、「安全対策計画表」を作成する。 なお、安全対策計画表については、各学校側へフィードバックすることにより、整備に取り掛かるまでの危険予測や整備後の効果検証などに活用する。	(平成24年度) ・通学路安全対策担当者会議の総括担当と対象部署ならびに会議の方針を決定 ・安全点検結果を踏まえた「安全対策計画表」の作成	(平成24年度取組結果) ・通学路安全対策担当者会議を2回開催(総括担当、担当部署、会議方針決定等) 座長:学校教育課 担当者:土木課、維持管理課、下水道建設課、水道工務課、市民安全課 会議方針(内容)の概要:安全対策手法の検討、安全対策の実施時期の調整、他工事との同調施工の調整、安全対策実施後の効果検証など ・通学路安全対策担当者会議において「通学路安全対策計画表」を提示
							(平成25年度) ・通学路安全対策担当者会議の開催 ・通学路安全対策計画表の更新	(平成25年度取組結果) ・通学路安全対策担当者会議(2回開催)において「H25年度安全対策実施箇所について」検討調整 ・平成24年度通学路緊急点検整備及び平成25年度通学路整備についてのアンケート実施

平成24年度 安城市事業仕分け結果に対する取組状況

事業番号	事業名	担当課	仕分け結果	市の方針	論点・課題等	取組方針	今後の取組	取組内容
24	市営住宅管理事業	建築課	要改善	改善	①民間賃貸住宅の活用も考えた方がよいのではないか。 家賃補助をしてはどうか。 ②セーフティーネットの割には、入居要件が厳しすぎないか。施策として中途半端でないか。 ③滞納者への対応、収入超過者への対応、維持管理コストの削減方法について整理すべきではないか。	①民間賃貸住宅の活用方策として公営住宅法に基づく借上げ制度があるが、建設費と維持管理費を含めた直接建設とのトータルコストの比較において、5年を経過するとコストが高くなる面がある。さいたま市、川崎市、横浜市などは、過去に借上げ制度を導入したが、現在は市の負担増を理由に、制度の運用を停止している。このことから、採用すべき制度とは考えられない。 また、単なる家賃補助の場合は、家賃収入はなく歳出のみの事業であり、補助対象者の市内への流入により歳出が膨大となり財政を逼迫する恐れがあるため実施しない。 ②一定の入居要件については市営住宅の適正な管理運営を行う上で欠かせないため、引き続きこの運用により行うが、入居要件のひとつである連帯保証人の資格の拡大について研究を行う。 ③滞納整理事務処理要領に基づき、現在、月1～2回の定期及び常習的な滞納者に対しては日常的に滞納整理(電話・訪問・督促、催告などの事務手続き)を行っている。今後も引き続き取り組んで、入居者間の公平、平等の確保を目指す。また、収入超過者に対しては、年2回、県住宅供給公社の賃貸住宅の案内書を送付し、自主退去を促しているが、今後は、面談による相談指導にも取り組んでいく。さらに、市営住宅敷地内の遊具や樹木について、その必要性を見極めながら随時削減を行い、遊具の点検委託料及び樹木の消毒剪定委託料の削減を図っていく。	(平成24年度) ・連帯保証人の資格の見直しについて検討を行う。 ・法人擁立の是非 ・年金は所得額でなく収入額で算定できるか ・面談の対象となる収入超過者の選定方法の検討及び選定を行う。 ・広畔住宅の危険遊具の撤去。 大山田東住宅耐震補強工事に伴う生垣撤去後、目隠しフェンスの設置。	(平成24年度取組結果) ・連帯保証人の要件について見直しを行い、結果的に要件の緩和となった。(平成25年4月1日施行) <主な変更内容> 年金収入はそのまま所得とみなす。 入居者が載量階層世帯の場合も本来階層と同じ所得基準で要件を判断する。 ・大山田東住宅耐震補強工事に伴う生垣撤去後、目隠しフェンスを設置した。
							(平成25年度) ・検討した内容で、平成25年度中に連帯保証人の資格の見直しを行う。 ・面談を実施する。 ・危険遊具について原則更新をしない。また、枯死樹木、工事等支障樹木について原則植替えをしない	(平成25年度取組結果) ・平成25年4月1日から連帯保証人の要件を緩和した。 ・面談の対象となる収入超過者の選定を行うとともに、電話で収入状況の確認、退去の予告等を行った。 ・新田住宅CD棟耐震補強工事における工事実施支障樹木について復旧しないこととした。